

平成 11 年防衛庁告示第 49 号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を改正する告示等について

1 趣旨

国土交通省において、急速に悪化した景気の影響を受けて急落した航空需要に鑑み、着陸料の引き下げによる地方航空ネットワークの維持を図るため、「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成 11 年運輸省告示第 165 号）の一部を改正する告示」が平成 21 年 6 月 16 日に公布され、同年 7 月 1 日から施行されることから、自衛隊が管理する飛行場等の使用料の額の特例に係る告示について、同様の改正を行うものである。

2 概要

国土交通省告示の改正に伴い、防衛省告示を以下のとおり改正する。

- (1) 「平成 11 年防衛庁告示第 49 号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例に関する告示）」について、自衛隊が管理する共用飛行場を使用する民間航空機のうち、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものの着陸料については、現在、国土交通省が管理する空港におけるものと同様、国土交通省告示に定める標準額の 10 分の 7 としているところ、平成 22 年 3 月 31 日までの間は、国内航空に従事するものについて標準額の 10 分の 6 とする。
- (2) 「昭和 50 年防衛庁告示第 155 号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額及びその支払方法に関する告示）」及び「平成 11 年防衛庁告示第 49 号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例に関する告示）」について「公共用飛行場」を「空港」に改める。